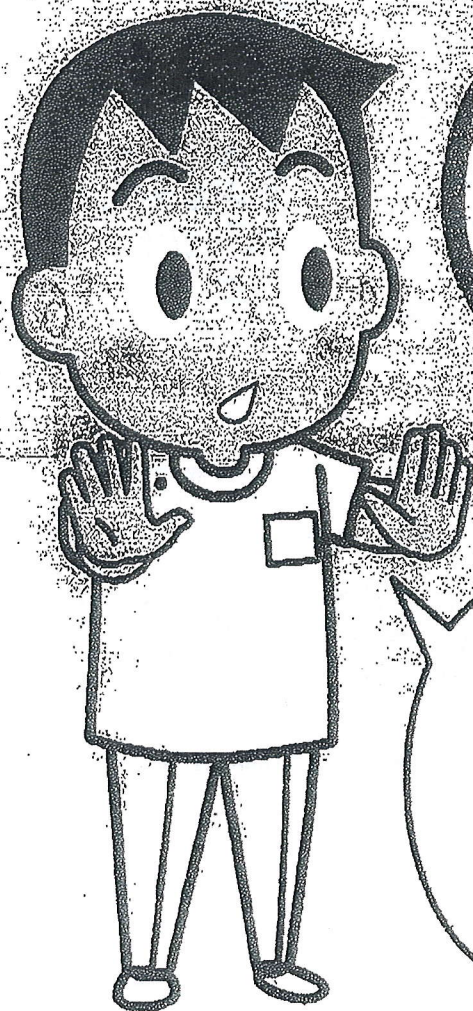


接骨院・整骨院では 条件を満たさないと 健康保険は使えません

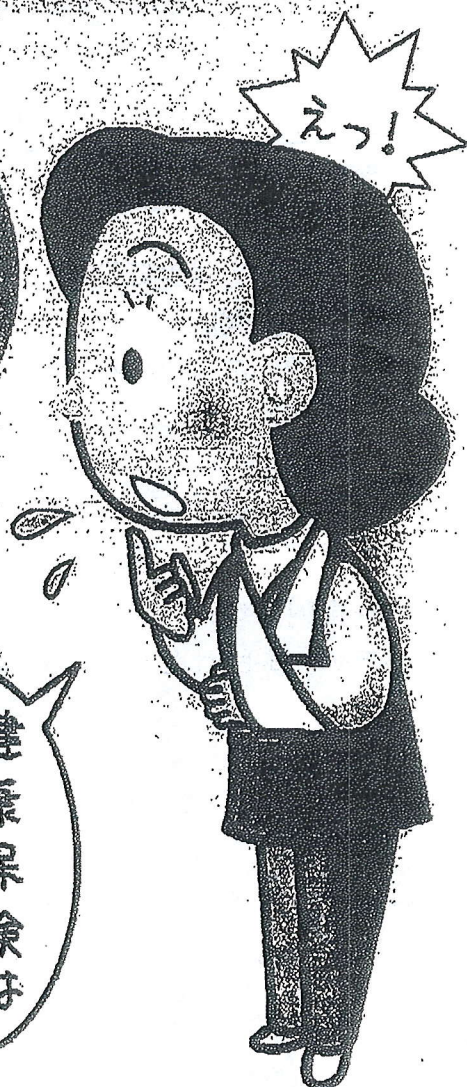
接骨院・整骨院で健康保険が使えるのは
条件を満たしたケースに限られています。
正しい理解のもと、適切に受診するようにしましょう。



原則
全額
自己負担

使えません！

健康保険は
使えないの？



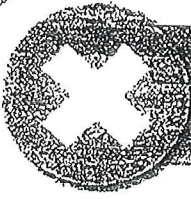
接骨院・整骨院は 病院ではありません!

接骨院・整骨院で働くのは「医師」ではなく「柔道整復師」です。

医師と違いレントゲン検査などができないため、

“見立て”ですべてが決まり、薬の処方や手術もできません。

医師の治療と異なり、原則として健康保険は使えません。

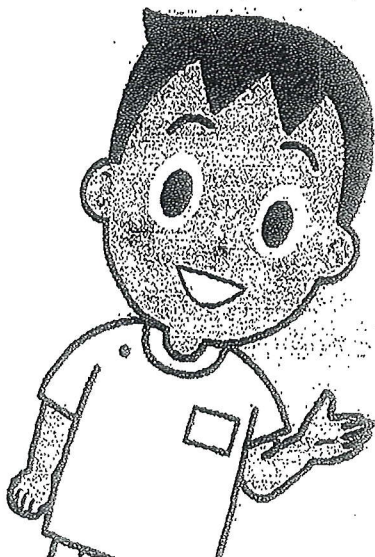


健康保険は使えません!

- ① 医師の同意のない骨折・脱臼の施術（応急手当を除く）
- ② 疲れや老化による「首筋や肩のこり」「腰痛」「膝の痛み」
- ③ スポーツなどによる「筋肉痛」
- ④ 医師が治療すべき病気による痛み
(椎間板ヘルニア、神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎など)



- ⑤ 脳疾患の後遺症などの慢性病
- ⑥ 長期にわたる漫然とした施術
- ⑦ 同じ負傷で医師の治療を受けている
- ⑧ 過去のけがが時間がたって痛み出したとき
(別の病気も考えられるので医師の診察を受けてください)
- ⑨ 労災保険が適用される業務上や通勤途中のけが



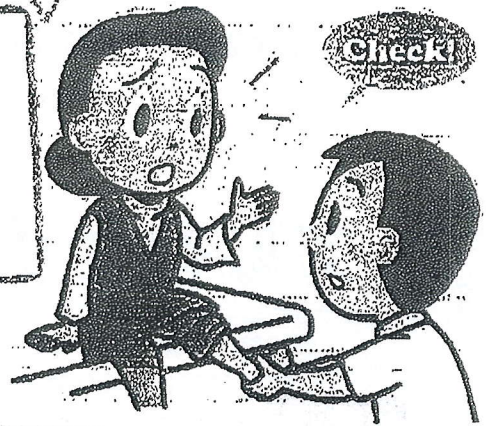
健康保険が使えるのは 以下の場合だけです

- ① けがによる打撲・ねんざ・挫傷（肉離れなど）など
(出血を伴う外傷は除く)
- ② 骨折・不全骨折（ひび）・脱臼
(応急手当を除き、継続してかかる場合は医師の診察と同意が必要)

接骨院・整骨院で健康保険を使うときは **ココ** を **チェック**!

● **痛みの原因**を正確に伝える

● けがや痛みの原因によって健康保険の対象にならない場合があります。正確に原因を伝えて、健康保険が使えるかを先に相談しましょう。

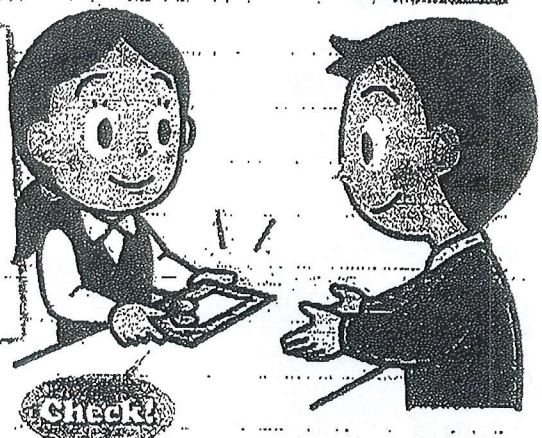


● 提出する書類は**白紙で署名しない**

● 接骨院・整骨院で健康保険を使う際は、保険請求に使う書類「療養費支給申請書」に署名を求められます。白紙で署名せず、記載内容(自分が受けた治療)をしっかりと確認してから署名してください。

● **領収証**は必ずもらう

● 領収証は通院のたびに受け取り、必ず保存しておきましょう。受けた治療の記録にもなりますので、明細書までもらっておくのがベストです。



● **長期間**かかる場合は**医師の診察**を

● 長期間にわたって症状が改善しない場合は、医師の診察を受けましょう。内科的な病気が隠れていた場合、検査のできない接骨院・整骨院では発見が遅れてしまう可能性があります。

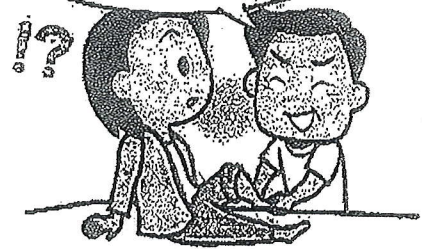
不正受診 しない！ させない！ 見逃さない！

接骨院・整骨院からの健康保険の請求については、その一部に不適切なものが見受けられます。不正請求を防ぐために不正受診になっていないか、チェックしましょう。

STOP! すり替え受診

健康保険の対象外のものを、対象となる病名にすり替えて、不正に健康保険を使うことです。正確に何かの理由を伝えて、言われるがまま健康保険を使わないようにしましょう。

じゃあ今回は、
ねんざということで...



肩こり解消のマッサージも
いかがですか？

STOP! ついで受診

「ついでだから」とほかの部分や一緒に来た家族などが施術を受けることです。安易な受診を続けると、医療費の負担がどんどん増えてしまいます。

首、肩、腰のローテーションで
いきましょう！



STOP! 部位ころかし

部位を次々と変えて保険請求を続けることです。日数や行った部位が水増しされることもあります。明細書を受け取り、あとで健康保険から送られてくる医療費通知と突き合わせて確認しましょう。

受けた内容を確認することがあります
不適切な請求を防ぐために、接骨院・整骨院を利用した方に受けた内容を確認することがあります。大切な保険料を有効に活用するために、ご協力をお願いします。



電話や文書で
ご連絡します